

目 次

刊行にあたって

はじめに..... 2

神作裕之

第 1 章 金融機関の破綻処理制度の整備に向けた 国際的な取組み

—バイルインを中心とした整理—

小立 敬

-
- | | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 破綻処理制度の国際的な検討..... | 14 |
| 2 | 新たな国際基準としての主要な特性..... | 18 |
| | (1) 秩序ある破綻処理制度..... | 18 |
| | (2) 主要な特性の要求..... | 19 |
| | (3) 破綻処理ツールとしてのバイルイン..... | 23 |
| 3 | アメリカとイギリスの破綻処理戦略..... | 26 |
| | (1) ドッド=フランク法の破綻処理制度..... | 26 |
| | (2) FDIC のシングル・レシーバーシップ..... | 30 |
| | (3) イギリスのトップダウン・レゾリューション..... | 34 |
| 4 | EU の破綻処理制度..... | 36 |
| | (1) 欧州委員会による RRD の提案..... | 36 |
| | (2) RRD のバイルイン..... | 39 |
| | (3) RRD の最終化に向けた検討..... | 40 |
| 5 | 改正預金保険法の破綻処理制度..... | 42 |
| | (1) 法改正の経緯..... | 42 |

(2) 新たな破綻処理の枠組み	43
(3) 主要な特性を踏まえた対応	47
6 FSB の政策方針と日本の課題	49
(1) 主要な特性の遵守状況の評価	49
(2) 将来に向けた日本の論点・課題	50
7 おわりに	55

第2章 グローバル金融規制の整理

～ CRD IVについて～

中空麻奈

はじめに	58
1 CRD IVとは	61
(1) 背景	61
(2) バーゼル自己資本比率規制との関係	62
(3) 規制と指令	63
2 バーゼルⅢとの主要な違い：資本比率に鑑みて	64
(1) システミック・リスク・バッファ	67
(2) 新基準のその他 Tier1資本、Tier2資本	69
(3) PONV における損失吸収	70
(4) グラントファザリング	75
3 銀行の資本調達動向	78
4 ベイル・イン	83
(1) ベイル・イン指令	84
(2) ベイル・インの発動の仕組み	84
(3) 銀行債についてのインプリケーション	85
(4) CDS についてのインプリケーション	87

(5) 格付けについてのインプリケーション.....	90
5 おわりに.....	92

第3章 企業の情報開示の行方

—開示フレームワークと統合報告を中心に—

吉井一洋

1 開示フレームワークの見直し.....	96
(1) はじめに.....	96
(2) 米国の動向.....	96
(3) 欧州の動向.....	104
(4) 欧米の検討の相違.....	113
(5) 欧米のその後の対応.....	114
(6) IASB での検討.....	116
2 統合報告の検討状況.....	123
(1) 統合報告とは.....	123
(2) 統合報告の特徴.....	127
(3) 統合報告の内容.....	132
(4) IASB の対応.....	141
(5) わが国での検討状況.....	143
(6) 統合報告のメリットと疑問点（投資家の指摘等）.....	145
(7) 四半期報告悪玉論の台頭.....	152
3 望まれる情報開示の将来像.....	155

第4章 米国ドッド＝フランク法の店頭デリバティブ 市場規制のクロスボーダー適用問題

松尾直彦

1	はじめに	160
2	店頭デリバティブ市場規制の概要	161
	(1) 店頭デリバティブ市場規制の概要	161
	(2) CFTC と SEC の機能分担	162
	(3) デリバティブ規制の国際的調和	163
3	域外適用規定	163
	(1) 非証券デリバティブに関する域外適用規定	163
	(2) 証券デリバティブに関する域外適用規定	165
4	「デリバティブ・ディーラー (swap dealer)」への該当性	166
	(1) 定義	166
	(2) 「最低基準の例外 (De Minimis Exception)」	167
5	「主要デリバティブ参加者 (major swap participant)」への 該当性	169
	(1) 定義	169
	(2) 「主要な類型 (major categories)」	170
	(3) 「相当なポジション」(第1テスト及び第3テスト)	170
	(4) 「相当なカウンターパーティ・エクスポージャー」 (第2テスト)	171
	(5) 「高いレバレッジ」(第3テスト)	172
6	外国為替スワップ及び外国為替先渡	172
	(1) 財務省の除外決定	172

(2) 除外対象取引の対象	173
(3) 除外対象取引の取扱い	173
7 デリバティブ・ディーラー及び主要デリバティブ参加者 への規定の適用時期	174
(1) 登録期限	174
(2) 登録済みの日系金融業者	175
8 CFTC のクロスボーダー適用に関する解釈ガイダンス案	175
(1) 概要	175
(2) CFTC 解釈ガイダンス案への批判	176
(3) CFTC 解釈ガイダンス案への国際的取組み	176
9 CFTC クロスボーダー解釈ガイダンス	180
(1) 概要	180
(2) 「米国主体 (U.S. person)」の定義	180
(3) 「外国支店」の意義	182
(4) デリバティブ・ディーラーの最低基準の算定	184
(5) 主要デリバティブ参加者の MSP 基準	186
(6) 「事業体レベル規制」と「取引レベル規制」の区別	187
(7) 「代替コンプライアンス」制度	189
(8) 「代替コンプライアンス」の適用関係	191
(9) 登録外国者でない者への適用関係	194
10 CFTC の時限的猶予措置	195
(1) CFTC の時限的猶予措置の提案 (2012年 6 月)	195
(2) CFTC の時限的ノーアクションレター (2012年10月)	196
(3) CFTC の時限的最終除外命令 (2012年12月)	197
(4) CFTC の時限的除外命令 (2013年 7 月)	198
11 SEC クロスボーダー規則案	202

(1) SEC クロスボーダー規則案の再提案	202
(2) 「米国主体」	203
(3) 「米国国内において行われる取引」	203
(4) 米国銀行の外国支店を通じた取引の除外	204
(5) 証券デリバティブ・ディーラーに係る最低量の例外	204
(6) 「事業体レベル規制」と「取引レベル規制」の区別と 適用関係	205
(7) 代替コンプライアンス	206
12 おわりに	207

第5章 米国におけるクラウドファンディングに 関する議論について

尾崎悠一

1 はじめに	210
2 JOBS 法制定前の状況	211
(1) クラウドファンディングの発展	211
(2) クラウドファンディングと連邦証券法	213
(3) クラウドファンディングの促進に向けての動き	217
3 JOBS 法の内容	221
(1) JOBS 法の制定	221
(2) クラウドファンディングの定義 (JOBS 法302条(a)、1933年証券法 4 条(6)項)	222
(3) 発行会社に関する要件	224
(4) 仲介者の規律	225
4 JOBS 法についての論点と評価	228
(1) 小規模事業者の資本形成の促進	228

(2) 投資家保護の観点	231
5 結びにかえて	240
(1) 金融庁・金融審議会における検討	240
(2) 終わりに	243

第6章 インサイダー取引規制をめぐる今後の課題

—平成25年金融商品取引法改正をふまえて—

松井秀征

1 はじめに	246
2 平成25年改正法の内容と評価	249
(1) 規制対象となる主体——公開買付者等関係者の範囲——	249
(2) 規制対象となる情報	252
(3) 規制対象となる行為 (I)	
——情報伝達・取引推奨行為——	255
(4) 規制対象となる行為 (II)——適用除外取引——	258
3 今後のわが国における規制のあり方	
——包括的・機能的規制の可能性——	262
(1) 問題の所在と議論の方向性	262
(2) 具体的な提案	265
(3) インサイダー取引規制の理論的基礎	269

第7章 英国における機関投資家と上場企業の エンゲージメント（対話）

大崎貞和

1 成長戦略としての日本版スチュワードシップ・コード	272
2 スチュワードシップ・コードとは何か	273

(1) 資産運用におけるスチュワードシップ	273
(2) 統合規範からスチュワードシップ・コードへ	274
(3) ケイ・レビューとコードの改正	278
3 スチュワードシップの核となるエンゲージメント	280
(1) エンゲージメントとは何か	280
(2) エンゲージメントの実際	282
(3) エンゲージメントをめぐる法的な問題	286
4 日本版スチュワードシップ・コードの導入に向けて	292
(1) 目的合理的な対応の重要性	292
(2) 法規制上の課題	293
(3) 表面的な模倣の危険性	293
補論：ケイ・レビュー最終報告書の概要	295

第8章 会社法と解除

弥永真生

1 問題意識	306
2 会社法に規定のある行為と民法の規定の適用——一般論	307
3 解除の可否及び主張方法——現行法	312
(1) 社債	312
(2) 譲渡制限株式の会社または指定買受人による取得	313
(3) 会社による自己株式の取得	314
4 募集株式の発行における出資不履行の効果 —解除の特則？	315
5 改正要綱における提案との関係で新たに生ずる問題	319
(1) 仮装払込み	319
(2) 特別支配株主の株式等売渡請求	321

6 残された課題—組織再編行為と解除	328
(1) 事業の譲渡・譲受け	328
(2) 吸収分割	328

第9章 監査等委員会設置会社と 今後のガバナンス法制上の課題

武井一浩

1 平成25年会社法改正とガバナンス法制	336
(1) ガバナンスがテーマとなった平成25年会社法改正	336
(2) プラスを伸ばすガバナンス	337
(3) 「社内役員／社外役員」の別の前に「業務執行役員／ 非業務執行役員」の別	338
(4) 非業務執行役員（NED）設置を会社法が強制している理由 （株主自治を排除している理由）	338
(5) 社内非業務執行役員の役割・重要性の再認識	339
2 監査等委員会設置会社導入によるガバナンス改革の 基本視点	340
(1) ガバナンスの仕組みとしての Management 機能と Supervisory 機能	341
(2) プラスを伸ばす側面からのガバナンス強化	345
(3) 監査等委員会設置会社ではプラスを伸ばす経営機構を 株主・企業が選択できる柔軟性がある	347
(4) 「マイナスを防ぐ」側面からのガバナンス強化	348
(5) 監査等委員会設置会社では監督機能と監査機能との 一元化が明確になり監督機能が強化されている	350
(6) 監査役・監査役会の英文名称の改定	

(監督機能の一翼としての監査の明確化).....	351
3 監査等委員会設置会社の重要な特徴.....	351
(1) 監査機能と監督機能との一元化による監督機能の強化....	352
(2) 非業務執行役員の集合体としての監査等委員会による 新たな監督機能.....	352
(3) 取締役会の必要的決議事項が指名委員会等設置会社並みと できること.....	353
(4) 社外役員が社外取締役投に一本化されること.....	353
(5) 社外取締役が2人以上置かれること.....	354
(6) 非業務執行役員の任期が4年ではなく2年であること.....	354
(7) 監査等委員以外の取締役の任期は1年であること.....	355
(8) 執行役は置かれず業務執行役員（マネジメント）は 取締役でなければならないこと.....	355
4 監査等委員会設置会社解禁の意義.....	355
(1) 経済成長戦略に適う重要な法改正であること.....	355
(2) 非業務執行役員が意思決定に関与する事項の合理化.....	356
(3) 社外取締役を置く上場企業にスッキリした現実的選択肢を 提供すること.....	356
(4) 社外取締役の人選過程の透明性が高まること.....	357
(5) 情報収集権限と監督権限との一元化.....	358
(6) 監査等委員会は柔軟な利益相反処理の受け皿となること....	358
(7) 監査等委員会設置会社は単に監査権限を強化しただけの ものではないこと.....	359
(8) 常勤監査等委員を置くか否か.....	360
(9) 指名委員会等設置会社への移行を検討した 監査役会設置会社にとって移行を検討する	

新たな現実的選択肢となること	362
(10) 指名委員会等設置会社（指名委員会・報酬委員会の有無） との比較	363
5 今後のガバナンス法制上の課題	365
(1) ガバナンス改革の実質の確保	365
(2) 非業務執行役員の責任の合理化	365
(3) 持合解消の流れを進めるなら非業務執行役員の 利益相反処理権限を拡充すべき	366
(4) 株主保有状況に即した利益相反処理の三モデル	368

第10章 「平成24年度 証券投資に関する全国調査」の 概要について

松村幸雄

1 調査概要	374
(1) 調査の目的	374
(2) 主な調査内容	375
(3) 調査の設計	375
2 金融商品保有の実態	377
3 投資実態	380
(1) 各証券の保有状況（株式、投資信託、公社債）	380
(2) 株式保有経験者（現在あるいは以前保有）の意識	382
(3) 株式保有未経験者の意識	383
(4) 投資信託保有経験者（現在あるいは以前保有）の意識	385
(5) 投資信託保有未経験者の意識	386
(6) 公社債保有経験者（現在あるいは以前保有）の意識	386
(7) 公社債保有未経験者の意識	387

4	証券の商品別の購入意向	388
5	証券会社について	389
6	証券投資知識等について	392
7	預貯金のみ保有層の証券投資に関する意識	394
8	おわりに（今後の検討課題等）	398
〔執筆者〕		401
〔研究会参加メンバー〕		405